

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由第一点について。

上告人が所論のように贈与または取得時効により本件山林の所有権を取得したという事実は、原審の認めなかつたところある。それ故仮に上告人が本件山林に植林した事実があつたとしても、上告人は、民法二四二条但書にいわゆる「権原ニ因リテ其物ヲ附属セシメタル」ものとはいひ難く、結局、上告人は所論立木の所有権を取得するに由なきものである。所論援用の判例は、「権原ニ因リテ」植栽した場合に関するものであつて、本件に適切でない。論旨は理由がない。

同第二点について。

論旨は单なる訴訟法違背の主張であつて、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	島	保		
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	三
裁判官	本	村	善	太郎